

認知症への理解を深めましょう

申込み・問合せ 次の講座・交流会ともに、事前に電話または直接高齢福祉介護課地域包括支援センター係(☎198へ(土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時))

◆認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方と家族を地域であたたく見守る「認知症サポーター」になりませんか。

認知症サポーターの講座を受けた後、何か特別なことをする必要はありません。正しい知識を持ち、付き合い方を理解し、自分のできる範囲で応援してください。

日時 9月4日(金)午後7時〜9時

会場 ゆとりぎ2階講座室1
対象 市内在住・在勤の方
定員 50人(先着順)

◆家族介護交流会

認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方同士で情報交換をしましょう。家族が認知症かもしれないと気づいた時の対応や、介護認定を受けるきっかけについてなど、実際に介護をしている経験者から話を聞くことができる貴重な機会です。

日時 9月10日(休)午後1時30分〜3時
会場 コミュニティセンター2階第一研修室
対象 認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方
定員 おおむね10人(先着順)

転倒予防・体力向上教室

いつまでも元気に暮らしたいと思いませんか。転倒予防と体力づくりのための話や自宅でできる体操を紹介します。体力に自信がない方でもできる内容です。

日時 9月18日(金)・25日(金)、10月2日(金)・9日(金) (4回コース) 午後1時30分〜3時30分

会場 フレッシュユランド西多摩体育館

対象 市内在住の65歳以上の方

定員 30人(先着順)

服装・持ち物 上履き・運動できる服装・汗拭きタオル・飲み物

申込み・問合せ 事前に、電話または直接高齢福祉介護課地域包括支援センター係(☎197へ(土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時))

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる? <粗大ごみの自宅回収の予約先は?の巻>

減右衛門



量右衛門



押入れを整理したんですか? お疲れさまでした!



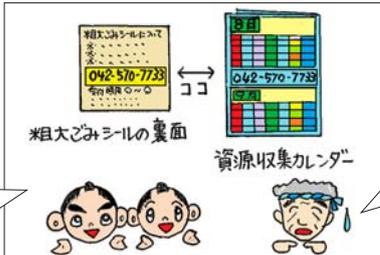
ふーっ やっと片付いた!

粗大ごみ受付センターですよ!



えっと...粗大ごみを自宅回収して欲しいときは、どこに電話するんだっけ?

電話番号は資源収集カレンダーの真ん中や粗大ごみシールの裏面に書いてありますよ。



そうだった! 最近忘れっぽくなっちゃって...

そうです! お店の棚には置いてないので、店員さんに出してもらってくださいね。リストも忘れずに!



そうだ! 粗大ごみシールも買わなきゃ! 市の指定ごみ袋を売っているお店で買えるんだっけ?



雑紙・容器包装プラスチックをしっかりと分別!

臨時福祉給付金を支給します

確認じゃ！



▲厚生労働省給付金キャラクター「カクニンジャ」

平成26年4月の消費税率8%への引き上げによる所得の低い方への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

対象 平成27年1月1日時点で羽村市の住民基本台帳に記載されており、平成27年度分の住民税が課税されていない方

※住民税を課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

住民税非課税の目安

■ 給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円以下
夫婦	146万9,000円以下
夫婦子1人	188万円未満
夫婦子2人	232万8,000円未満

■ 公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳未満	101万5,000円以下
	65歳以上	151万5,000円以下
夫婦	65歳未満	159万2,000円以下
	65歳以上	201万9,000円以下

支給額 支給対象者1人につき60000円

※支給は1回限りです。

※平成27年度は、年金受給者などへの加算はありません。

申請方法など

9月上旬に、住民税が非課税または未申告の方あてに、申請書を送付します。次の期間に特別窓口で申請してください。(郵送も可)。
※申請書は特別窓口でも配布します。

特別窓口

日時 9月7日(月)～12月28日(月)の午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、9月12日(土)・13日(日)・19日(土)・20日(日)は受け付けません。
会場 市役所1階多目的室

注意

申請時には、次の書類を持参してください。
※郵送の場合は、必ず次の書類の写しを同封してください。
本人確認書類：運転免許証・パスポート・健康保険証など
振込先金融機関確認書類：預金通帳またはキャッシュカード

問合せ 社会福祉課庶務係 112

侵入窃盗が増えています！ 空き巣・出店荒らしなどに ご注意を！

平成27年1～6月に、市内で空き巣・出店荒らしなどといった侵入窃盗の被害が増加しています。

被害状況

平成27年(1～6月) 13件

○空き巣 5件

○出店荒らし 5件

○忍込み 1件

○その他 2件

被害特徴

○空き巣：住宅密集地で多く発生しています。特に集合住宅1階部分が狙われています。
○出店荒らし：駅周辺の店舗が狙われています。(スナック・メガネ店・理髪店など)

対策

○ちよつとした外出でもカギをかけましょう。カギは二つ以上かける「ツーロック」を！
○店舗や事務所には余計なお金を置かないようにしましょう。
○家を不在にする時は、近所にひと声かけておきましょう。
○夏季休暇中は、旅行や帰省などで家を留守にする機会が多くなります。空き巣などに十分注意してください。

問合せ 防災安全課交通・防犯係 216

